

漆・柿渋と襖障子・明障子：中世における建築塗料としての漆・柿渋の使用について

渡邊，太祐
元九州大学大学院生

<https://doi.org/10.15017/1508401>

出版情報：歴史を歩く時代を歩く：服部英雄退職記念誌：とことん服部英雄，pp.88-92，2015-03-31.
九州大学大学院比較社会文化研究院服部英雄研究室
バージョン：
権利関係：

漆・柿渋と襖障子・明障子——中世における建築塗料としての漆・柿渋の使用について——

渡邊 太祐

はじめに

近年、中世史の分野において漆への関心が高まりつつある。網野善彦氏が中世の漆に関する研究に先鞭をつけ^①、その後、川戸貴史氏、飯沼徹氏等が備中国新見荘の漆に関する研究を発表している。^②

考古学の分野においても、四柳嘉章氏が、漆や漆器に関する研究を精力的に進めている。^③ 考古学の成果によつて、中世になると安価な渋下地漆器の使用が庶民にまで広がったことが明らかにされた。

ただ、現状では、中世における漆の用途については、漆器への使用に関して議論が集中しており、中世における漆の多様な用途は十分に明らかになっていない。一方で、近世については、北野信彦氏が漆器だけではなく、建造物への漆の使用についても精力的に研究を進めている。^④

中世においても、漆は漆器の塗料としてだけでなく、建築材の塗料や接着剤としても使用されたと考えられるが、建築材の塗料や接着剤としての漆の使用に関する研究は乏しい。

右の四柳氏の研究も多くの漆器に関するものであり、漆の多様な用途を十分に説明されていないように思われる。筆者も別稿で中世の漆器製作工程の復原を試みた^⑤が、漆器以外の漆の用途についてはほとんど論じておらず、本稿で追究したいと考えている。

このような研究の状況にあつて、漆に関する研究をより深化させ、中世の生活を

幅広く論じるためにも、漆の利用方法について多くの側面から検討することは必要だと考える。

その他、漆と共に塗料として用いられることが多かった柿渋についても、今井敬潤氏の研究があるが、中世については十分に文献史料が残っておらず、不明な部分が多い。^⑥ 中世の漆器や衣類に関する柿渋の利用については、先行研究も存在するが、中世の建築材への柿渋の利用について言及した研究は管見の限り皆無に近い。

そこで、本稿では先学の欠を補い、漆及び柿渋の用途をより広く明らかにすることを目的として、建築に用いられた漆・柿渋について論じたい。建築の中でも特に、襖・障子への漆及び柿渋の利用に焦点を絞つて検討を進めたい。その理由は、漆及び柿渋が襖や障子に塗られたことを記した史料が、数少ないながらも存在するからである。襖及び障子への漆の利用は、漆が漆器の塗料以外にも利用されたことを確認できる貴重な事例の一つである。本稿で提示する史料により、中世における漆及び柿渋の建築塗料としての実態の一部が明らかになると考えている。

以下、第一章では、古代において漆が障子等に塗られたことを確認し、第二章では、中世においても漆及び柿渋が建築塗料として用いられたことを明らかにしたい。

一 古代における建築塗料としての漆

漆は古代より建築塗料として用いられたようだ。たとえば、『竹取物語』において、かぐや姫に求婚した大納言大伴のみゆきは、かぐや姫を家に迎えるため、「うるは

しき屋を造り給て、漆を塗り、まき^⑦をした。漆を塗った場所は不明だが、貴族たちは屋敷に漆を塗り、蒔絵を施すことがあると認識されていた。梅沢本『栄花物語』にも「御屏風どもには、黄なる唐綾を張らせ給へり。下絵して、さるべき心ばへある事どもを、権大納言さまさまに書き給へり。縁には唐の錦の地青きをせさせ給へり。裏には皆蒔絵したり」とある。^⑧裏は屏風の縁とする木であり、そこに漆が塗られ、蒔絵が施されていた。

古代末期から中世にかけての時期に、明障子に漆が塗られていたことは、平安末期に源雅亮が記した『満佐須計装束抄』の寢殿の調度に関して述べた記述よりうかがえる。そこには、「はしらをたてまはして、^(柱)かもみ^(鴨居)をきてのち、ぬり^(漆子)の^(明障子)あかりさうじをま^(覆)ごとにおほふ」とある。^⑨漆子の明障子とあり、障子の枠の部分(框・棧)等に漆が塗られていたと思われる。

『満佐須計装束抄』で確認できたように、古代においても漆は明障子の枠を塗るために用いられた。漆を塗ることで、建築材に装飾性だけでなく、防水や防虫効果を付加できた。ただ、漆を塗る場合、下地・中塗り・上塗り等の工程が必要であり、高価な漆を何度も塗り重ねる必要があったため、多大な費用が必要だった。そのため、古代では建造物等への漆の使用は一部の上流階級に限られていたと考える。

次章では、文献史料によつて中世における襖や障子に漆を塗ったことを確かめたい。中世になると漆だけでなく、柿渋も建築塗料として用いられたようだ。漆と柿渋は、建築塗料として、どのように用いられたのかを検討したい。

二 中世における建築塗料としての漆・柿渋

中世において、襖障子に漆が塗られていたことが具体的に分かる史料として『大徳寺真珠庵文書』の「妙超宗峯百年忌銭下行帳」を取り上げたい。^⑩この史料は、漆等が建築塗料としてどのように用いられたかを知る手がかりとなる。以下に関係

部分を掲げる。

【史料1】

龍寶開山國師百季忌銭下行帳

永享八季辰丙臘月廿二日、預於十一月念二日、

(中略)

就于 亟丈

御所御成之下行

(中略)

三百五十文 漆 襖障子之縁塗

廿 文 柿渋 同

(後略)

右の史料は永享八年(一四三六)のものであり、「御所御成之下行」という項目の中に「三百五十文 漆 襖障子之縁塗」及び「廿文 柿渋 同」とある。この記載によつて、襖障子の縁(框・棧)を塗る際に祭漆と柿渋が塗られたことが分かる。右の史料では、漆と柿渋が「襖障子之縁塗」に用いられたようだが、漆と柿渋をどのように「縁塗」に使用したのだろうか。以下で検討してみよう。

柿渋の研究を進める今井敬潤氏は、十八世紀以降の史料によつて、建築塗料としての柿渋を論じている。^⑪現状、先学の研究では、近世以前の建築塗料としての柿渋について全く明らかにされていない。そこで、別の視点から中世における建築材への漆と柿渋の利用について以下で考えてみたい。

右の襖障子のように、中世において漆と柿渋が塗料として共に用いられたものに、洩下地漆器がある。四柳嘉章氏等の研究により、十一〜十二世紀にかけて、漆器の下地に漆の代用品として柿渋を使い、その上に漆を一〜二回程度塗る洩下地漆器が登場したことが明らかとなった。^⑫この技法の特徴は、柿渋を漆の代用品とすることで、漆の使用量を節約し、費用を抑えることができる点にある。

各地で漆及び柿渋の利用に関して現地調査を行った今井敬潤氏や須藤護氏は、民家の柱や鴨居等に柿渋を塗り、その上から漆を塗ったものがあることを報告している。両氏は、渋下地漆器における渋下地の技法は、建築材に柿渋を塗り、その上に漆を塗る技法と関連があると推測している。¹⁴⁾

今井敬潤氏や須藤護氏の説を踏まえると、十二世紀頃より登場した渋下地漆器と類似した技法が、先の「襖障子之縁塗」の際にも用いられたと考えられるのではないだろうか。右の史料1においても、柿渋が最初に襖障子の縁に塗られ、その上から漆が塗られたと考えたい。従来、渋下地の技法が漆器に用いられたことのみ注目が集まっていたが、襖障子等にも類似の技法が用いられたことが、「妙超宗峯百年忌銭下行帳」によって確認できた。

右の「妙超宗峯百年忌銭下行帳」の他にも漆が襖障子や明障子に塗られたことを推測できる史料は数点残されている。たとえば、山科教言の日記である『教言卿記』応永十三年（一四〇六）閏六月廿一日条にも「庵障子ヲソへ等源阿ミ・松本相共塗之」とある。¹⁵⁾「ヲソへ」は襖のことであり、障子の枠木のことを指す。おそらく、「庵障子」の枠木に漆を塗ったのだろう。『山科家礼記』に柿渋の記事が頻出することを考えると、柿渋が下地として用いられた可能性もある。武者小路穰氏によれば、十五世紀頃までは史料上で「障子」と記載された場合、それは襖を指すとい¹⁶⁾う。武者小路氏は、障子が明障子のことを指すようになるのは十六世紀以降だとする。だとすれば、右の「庵障子」は襖を指すと考えられる。

障子の襲（枠木）を塗った後、七月四日には「庵唐紙師」が来て障子を張っている。翌日には、番匠の小三郎が「庵障子ヲソへ」を打ち、「障子」（襖）が出来上がった。¹⁷⁾襖に紙を張る作業は唐紙師が行い、番匠が骨組みを担当した。上記の記事より、この当時、襖の製作が唐紙師と番匠の分業によって行われていたことが分かる。

天正十二年（一五八四）の「正法山妙心禅寺米銭納下帳」にも「四百文 同、塗賃 客殿障子縁四本分」とあり、¹⁸⁾ここでも客殿の障子の縁を塗っている。同文書

の別の箇所には「参百文 漆賣 客殿塗縁之用、塗師等」とあることから、「客殿障子縁」は塗師によって漆が塗られたと考えたい。武者小路氏の説に従えば、十六世紀の史料である「正法山妙心禅寺米銭納下帳」に記載された「障子」は襖ではなく、明障子だと考えられる。

右で確認したように、襖障子や明障子に用いられる漆や柿渋は、市場等で購入され、塗師等に渡されることが多かったようだ。ただ、建築材に用いられる柿渋は市場等で購入される場合もあったが、塗師が自ら柿渋を作り、用いることもあったと考えられる。

たとえば、天文十五年（一五四六）十月二日付で「塗師御大工左衛門太郎」へ宛てられた今川家朱印状では、「塗師御大工」に渋柿の催促を許可されたことが分かる。催促して得られた渋柿をつかて柿渋を作ったのだろう。柿渋は、渋柿を搗き、水を入れて一夜置いた後に搾ることで得られた。¹⁹⁾以下に、今川家が「塗師御大工」に渋柿を催促することを許可した文書の全文を掲げ、内容を確認したい。²⁰⁾

【史料2】

（朱印印文如律令）

○ 渋柿之事、

如毎年令催促可請□之者也、仍如件、

天文十五

十月二日

塗師御大工

左衛門太郎

右の史料では、「如毎年令催促」とあることから、塗師大工の左衛門太郎は、例年渋柿を催促し、収納していたと思われる。ここでは、収納した渋柿から柿渋を作り、その柿渋を塗料として用いたと考えたい。²¹⁾左衛門太郎が塗師大工であることを考えると、柿渋や漆を建築材にも用いた可能性は十分にある。

以上、中世の史料によって、漆及び柿渋が建築塗料として襖・障子に用いられる

場合があったことを確認した。渋下地の技法は、漆器だけでなく建築の分野でも用いられており、従来認識されていた漆器という範囲よりも広範囲に用いられたことが確認出来た。

ただ、襖や障子を始めとする建築材に漆及び柿渋が使用されたことを示す史料は限られている。そこで、近世の建造物や民俗事例にも目を向け、漆や柿渋が建築塗料としてどのような地域で、どのような理由で使用されたのかも確認しておきたい。近世の建造物の事例や民俗調査における聞き書きの事例をそのまま中世に遡らせることはできないが、中世における建築塗料としての漆及び柿渋の利用を考えるにあたり参考になるだろう。

北野信彦氏等の調査によつて、近世の歴史的な木造建造物には、漆・乾性油・膠・柿渋等が塗料として使用されたと考えられている⁽²²⁾。その他、近世末の民家建造物(小野家住宅、長野県塩尻市)にも、溶剤としての柿渋や植物性油脂に着色剤としての松煙墨やベンガラを混ぜた塗料が塗られたと推測されている⁽²³⁾。

民俗学者の宮本常一氏は、積雪が多く相対湿度の高い日本海沿岸の地域性として、柱や板戸へ柿渋を塗り、その上に漆を塗ることを報告している⁽²⁴⁾。今井敬潤氏も現地調査において、湿度の高い北陸・山陰地方等では防腐のため漆や柿渋を建築塗料として用いることが一般的に行われたことを確認している⁽²⁵⁾。柿渋を用いることで、漆の使用量を少なくし、費用を抑える目的もあったようだ。上記の民俗事例を参照すると、中世においても襖や障子の框・棧に柿渋を塗ることで虫食いや腐食を防ぐことができ、柿渋の上から漆を塗ることで華やかさを得ることができたと考えたい。

本稿では、中世史料によつて襖障子における漆及び柿渋の利用を確認できたのだが、おそらくは中世においても襖の縁だけでなく、柱等にも漆や柿渋は用いられただろう。中世においても湿度の高い地域では、建築材の防腐を防ぐニーズはあったと考えられる。ただ、建築材に漆を塗り重ねるためには多大の費用が必要であった。

中世になると、渋下地漆器の普及が示すように、下地に漆を使う替わりに柿渋

を使用する技法が登場し、広まったと考えられる。柿渋を漆の代用として下地に使うことで、費用を抑えつつ、防腐・防虫効果を得ることができた。この渋下地の技法が登場したことによって、漆の節約が可能となり、中世という時代に幅広い階層の人々が住居に漆を塗ることが出来るようになったのではないだろうか。

おわりに

以上、漆が襖や障子等に塗料として用いられた事例を確認した。『満佐須計装束抄』の記述より、平安末期頃には明障子に漆が塗られたことが確認できた。

また、『大徳寺真珠庵文書』の「妙超宗峯百年忌銭下行帳」によつて、室町期には襖障子の縁に漆と共に柿渋が塗られていたことが確認できた。この史料によつて、柿渋の建築塗料としての利用は室町期にまで遡ることが確実となった。加えて、中世においても、柿渋を下地として塗り、その上に漆を塗る技法は、渋下地漆器だけでなく、襖・障子等にも行われたことが確認できた。

漆を節約する渋下地の技法が建造物にも用いられるようになることで、幅広い階層の人々が住居等に漆を塗ることが可能となったのではないだろうか。本稿では、襖障子への渋下地技法の適用を確認する段階にとどまっております。上記の点は今後の研究課題としたい。

- (1) 網野善彦「栗と漆」(『中世民衆の生業と技術』東京大学出版会、二〇〇一年、初出は一九九七年)。
- (2) 川戸貴史「中世後期荘園の経済事情と納入年貢の変遷」(『歴史学研究』七八〇号、二〇〇三年)、飯分徹「新見荘の漆」(海老澤東・高橋敏子編『中世荘園の環境・構造と地域社会』勉誠出版、二〇一四年)、拙稿「荘園制下の漆木栽培と漆掻き」(『鎌倉遺文研究』第三〇号、二〇一二年)。
- (3) 四柳嘉章『漆Ⅰ・Ⅱ』法政大学出版局、二〇〇六年。
- (4) 北野信彦・本多貴之・佐藤則武「初期の日光社寺建造物に使用された赤色塗装材料に関する調査」(『保存科学』第四九号、二〇〇九年)等。
- (5) 拙稿「中世における漆器製作工程の復原」(『日本歴史』第八〇一号、二〇一五年)。

- (6) 今井敬潤『柿渋』法政大学出版局、二〇〇三年。
- (7) 阪倉篤義校訂『竹取物語』岩波文庫、一九七〇年。
- (8) 松村博司校注『栄花物語全注釈五』角川書店、一九七五年。
- (9) 「満佐須計装束抄」(塙保己一編『群書類従 第八輯』続群書類従完成会、一九三二年)。
- (10) 十四世紀末～十五世紀初頭の京都で売買された品目を書き上げた「諸芸方代物附」によれば、漆一駄(二十四升)が十六貫で取引されたという(「諸芸方代物附」『続群書類従 第三十三輯 上 雑部』)。
- (11) 東京大学史料編纂所編『大日本古文書家わけ第十七 大徳寺文書別集真珠庵文書之八』一〇四号文書「妙超宗峯百年忌銭下行帳」。
- (12) 前掲注6今井敬潤『柿渋』一〇一～一〇七ページ。
- (13) 前掲注3四柳嘉章『漆工』一八三～一八七ページ。
- (14) 前掲注6今井敬潤『柿渋』二一〇～二二二ページ、須藤護「柿渋とベンガラ、漆塗り」(田村善次郎・宮本千晴監修『宮本常一とあるいた昭和の日本 一三』農山漁村文化協会、二〇一二年)。
- (15) 白井信義・嗣永芳照校訂『教言卿記 第一』(続群書類従完成会、一九七〇年) 応永十三年閏六月廿一日条。
- (16) 武者小路穰『襖』法政大学出版局、二〇〇二年、五七～六二ページ。ポルトガル人宣教師によって十七世紀初頭に発行された『日葡辞書』では、明障子・襖障子・障子の三語が収録されている。障子(障子)は紙の戸として解説されており、襖・障子のどちらかは明記していない。十六世紀以後は、障子が明障子を指すようになるという武者小路氏の説については、さらなる研究が必要だと考える。
- (17) 『教言卿記 第二』 応永十三年七月四日条、七月五日条。
- (18) 「正法山妙心禅寺米銭納下帳」、東京大学史料編纂所編『大日本史料第十一編之十二』(東京大学、一九六一年)。
- (19) 近世の史料だが、『雍州府志』卷六『続々群書類従』続群書類従完成会、一九七〇年)には、渋柿を買い、「去其蒂、春杵之、以布囊搾取其油、是謂一番渋、又称木渋」とある。柿の蒂を取り、柿を搗いた後、搾って柿渋を得ていた。中世でも渋柿を搗き、それから搗いた柿を搾って柿渋を作ったようだ。たとえば、『山科家礼記』(豊田武・飯倉晴武校訂『山科家礼記 第五』続群書類従完成会、一九七三年) 延徳三年七月四日条に「野口ヨリカキジノ柿二三出之、即ツカセ候也」とある。
- (20) 『静岡市史中世近世史料二』(静岡市役所、一九八一年) 一一九号文書「塗師御大工左衛門太郎宛印判状」。
- (21) 前掲注19で引用したように、『山科家礼記』には柿を搗いて柿渋を作った記事が散見される。中世では、自家で渋柿から柿渋を作ることが一般的に行われていた可能性がある。
- (22) 前掲注4北野信彦・本多貴之・佐藤則武論文。
- (23) 北野信彦・本多貴之・梅津秀基「民家建造物における伝統的な塗装材料の調査と修理」(『保存科学』第五二号、二〇一二年)。

- (24) 宮本常一『塩の道』講談社学術文庫、一九八五年。
- (25) 前掲注6今井敬潤『柿渋』一〇七～一二二ページ。

(元九州大学院生)